

事業所等物価高騰対策支援補助金

物価高騰の影響を受けた村内事業所等の対し、**光熱水費の一部**を補助します。

補助対象者

- ・ 村内に住所を有する法人、個人事業主、並びに村から指定管理料を受けて施設を管理している者。
- ・ 村税等に滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと。
- ・ 引き続き事業を継続する意思を有していること。

日本標準産業分類中の中分類において、郵便局、協同組合、政治・経済・文化・宗教団体を除きます。

補助金

令和7年1月から12月
までに支払った**光熱水費**

× 5%

千円未満切捨て

補助申請額は**1事業所ごと**の光熱水費で、それぞれ20万円以上から補助対象になります。

事業以外の用途と区別がつかない経費や車両用燃料（ガソリン、軽油等）は対象になりません。

※ 光熱水費の支出がわかる書類を提出してください。又は、確定申告書の写（収支内訳書）をもって提出書類を省略できます。

※ 他の制度による光熱水費の補助を受けている場合はその金額を差し引きます。

申請期間 令和8年1月5日（月）～3月24日（火）

申請書類は産業課（ホームページ）に備え付けてあります。期限までに、役場産業課へ提出してください。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒018-4494

☎ 77-2223

上小阿仁村産業課 林務商工班

北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118

✉ syoukou @vill.kamikoani.lg.jp